



# 高浜発電所の津波警報等が発表されない可能性のある 津波へ対応するために必要な期間について

2020年10月29日  
関西電力株式会社





○ 2020年10月16日に申請した設工認の「津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応」に係るご説明スケジュール（案）は以下の通り。

		10月	11月	12月	1月
<b>審査会合他</b>				◇審査会合 補正(必要に応じ) ▽ 最終認可希望 ▽ (2020.12/E)	
実績（白抜は予定） ◆審査会合 ▼ヒアリング ■図書提出（必要に応じてヒア）			■(10/16)申請		
申請の概要			▽	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                         ・潮位観測システム(防護用)の設計                          ・詳細設計の条件下で作成する入力津波の評価                          ・一般車両の漂流物評価                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; width: fit-content; margin-left: auto;">                         必要に応じて追加のヒアリング説明                     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: auto;">                         潮位観測システム(防護用)の設計                     </div>	
本文	要目表、基本設計方針等	■	▽		
資料 1	許可整合に関する説明書	■			
資料 2	自然現象等による損傷の防止に関する説明書	■	▽		
資料 6 ※	健全性に関する説明書	■			
資料 10 ※	通信連絡設備に関する説明書	■			
資料 13 ※	耐震性に関する説明書	■			
資料 31 ※	中央制御室の機能に関する説明書	■	▽		
資料 48 ※	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	■			

※：1, 2号機の資料番号を代表で記載。3, 4号機については、資料6を資料3、資料10を資料4、資料13を資料5、資料31を資料7、資料48を資料6と読み替える。

- 高浜発電所の新規制基準適合性に係る原子炉施設保安規定変更認可申請については、2019年7月31日に申請を行い、審査を進めて頂いている。
- 2020年10月16日の補正申請で追加した「津波警報等が発表されない可能性がある津波への対応」に係るご説明スケジュール（案）は以下の通り。

		10月	11月	12月	1月	
<b>審査会合他</b>				◇審査会合 補正(必要に応じ) ▽ 最終認可希望 ▽ (2020.12/E)		
実績（白抜は予定） ◆審査会合 ▼ヒアリング ■図書提出（必要に応じてヒア）			■(10/16)申請			
審査資料	申請の概要	■ ▼				
	審査基準比較	■				
	補足説明資料※	潮位観測システム（防護用）に係る補足	■	▽	必要に応じて追加のご説明	
		取水路及び取水路防潮ゲートの保全計画に係る保守作業(89条)に関する補足	■	▽		
		保安規定添付2の記載内容に関する補足	■	▽		
		津波警報等が発表されない可能性がある津波発生時の情報連絡に関する補足	■ □	▽		
	LCO,AOT,SR説明	保安規定68条の2（津波防護施設）の運転上の制限等を説明	■	▽		
	上流文書との比較（設置許可）	設置許可との整合についてご説明	■			
上流文書との比較（設工認）	設工認との整合についてご説明	■				

※：審査内容を踏まえて必要に応じて追加する。